**構造設備等基準**

**○　構造設備基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 基　　　　準 |
| 全般 | 区分 | □　隔壁等により区画すること。　　　　　　　　（条例4条1項1号） |
| 採光・照明・換気 | □　充分にすること。　　　　　　　　　　　　　（法12（13）条3号）□（採光・照度）作業面照度は100ルクス以上。（施行規則27条1号）　　300ルクス以上が望ましい。　　　　　　　　　　（衛生管理要領）□（換気）CO２濃度5,000ppm以下に保つことができるもの。　　機械換気設備を設けることが望ましい。　　　（施行規則27条2号） |
| 天井 | □　じんあいの落ちない構造とすること。　　　　（条例4条1項6号） |
| 作業場 | 面積 | □　規定面積（待合所，便所，倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内のり面積。）を下回らないこと。　　（条例4条1項2号）【理容所】理容用いす　　１台　　　　　　　９㎡　　〃　　　　１台超，５台以下　９㎡＋（超過台数×1.65㎡）　　〃　　　　５台超　　　　　　15.6㎡＋（超過台数×3.3㎡）【美容所】美容用いす等※　４台以下　９㎡　〃　　 　　　４台超　　９㎡＋（超過台数×1.65㎡）※　美容用いす等美容用いす…　セットいす，ドライヤーいす（ドライヤー付きいすを含む。），シャンプーいす及び美顔術いす　　ドライヤー…　スタンド式のドライヤー，スチーマー及び赤外線ランプ等の美容用設備　　セット台　…　セット台，ワゴン及びキャビネットであって可搬することのできる構造のもの |
| 床・腰板 | □　不浸透性材料を使用すること。　　　　　　　（施行規則26条1号）□　清掃しやすい構造であること。　　　　　　　　　（衛生管理要領） |
| 洗場 | □　流水装置とすること。　　　　　　　　　　（施行規則26条2号）□　手指，器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　（条例4条1項4号）□　給湯設備を設けること。　　　　　　　　　　　　（衛生管理要領）（燃焼によるものは，密閉型又は半密閉型が望ましい。） |
| 消毒設備 | □　規定の消毒方法を講ずることができる設備を設けること。（消毒室が望ましい。）　　　　　　　　　　　（法12（13）条2号）　　設備例：　紫外線消毒器，煮沸，蒸気消毒器，薬剤消毒用器具（濃度調整等に必要なもの（容器，計量器））□　従業員専用の手洗い設備を設け，手指消毒のための消毒液を常備すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生管理要領） |
| 器具等の収納設備 | □　未消毒のもの，既消毒のものをそれぞれ区別して収納できる設備を設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　（条例4条1項5号） |
| その他 | □　器具・布片は必要な数を備えること。（消毒を要する器具については，常に消毒済の器具が確保できる数とすること。）（条例4条1項7号）□　汚物箱・毛髪箱はふた付きの物を備えること。（施行規則26条3号） |
| 待合所 | □　作業場と明確に区分されていること。　　　　（条例4条1項3号）　（作業場内を往来しないような場所であること。） |

【その他留意事項】

　１　適当な広さの更衣等を行う休憩室を備えることが望ましい。

　２　便所には，石鹸等を備えた専用の流水式手洗い設備を有することが望ましい。

　３　洗い場は，使用した器具を洗浄するための器具洗い場として，器具の形状，数量に応じたものとすること。

**○　衛生上必要な措置**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 基　　　　準 |
| 清潔の確保 | 皮膚に接する布片及び器具は清潔に保つこと。（法9(8)条1号） |
| 消毒を要する器具等 | 【消毒を要する器具】１　皮膚に接する布片２　皮膚に接する器具（クリッパー，はさみ，くし，刷毛，ふけとり，かみそり等）※　皮膚に接する布片は客１名ごとにこれを取り替え，皮膚に接する器具は客１名ごとにこれを消毒すること。（法9(8)条2号）【消毒方法（施行規則25）】１　かみそり（頭髪切断専用のものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの（疑いのあるものを含む。）①　煮沸消毒（沸騰後，２分間以上煮沸）②　エタノール消毒（76.9～81.4％水溶液に10分間以上浸す。）③　次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.1％以上の水溶液に10分間以上浸す。）２　１以外の器具①　紫外線消毒（85μW以上／cm２，20分間以上照射する。）②　煮沸消毒（沸騰後，２分間以上煮沸）③　蒸気消毒（80℃以上の湿熱に10分間以上触れさせる。）④　エタノール消毒（76.9～81.4％水溶液に10分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。）⑤　次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.01％以上の水溶液に10分間以上浸す。）⑥　逆性石鹸消毒（0.1％以上の水溶液に10分間以上浸す。）⑦　グルコン酸クロルヘキシジン消毒（0.05％以上の水溶液に10分間以上浸す。）⑧　両性界面活性剤消毒（0.1％以上の水溶液に10分間以上浸す。） |
| 作業着 | 洗浄済の作業衣を着用すること。　　　　　　（条例3条1号） |
| 手指消毒 | 手指の爪は常に短くし，客1人ごとに手指を消毒すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （条例3条2号） |
| 【理容】顔そり用石けん液【美容】毛そり用石けん液 | 客1人ごとに新しいものに取り替えること。 （条例3条3号） |
| その他 | 衛生上有害となるおそれのない医薬品，化粧品その他これに類するものを使用すること。　　　　　　　 （条例3条4号） |